

第2回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 平成23年10月18日（火）
ところ 兵庫県動物愛護センター多目的ホール

- 1 第1回会議議事要旨の確認について
- 2 今後の協議事項について
- 3 協議事項にもとづく意見交換について
- 4 その他について

（添付資料）

- 資料1 第2回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 第1回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）
- 資料3 提言を踏まえた今後の取り組みについて
- 資料4 動物愛護センターでのソムノペンチルの取り扱いについて
- 資料5 協議会における今後の協議事項について
- 資料6 新たな財源の確保とその用途について
- 資料7 殺処分ゼロに向けた取り組みについて

第 2 回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

【尼崎市動物愛護管理推進協議会委員】

役 職 名 等	氏 名
大阪府立大学名誉教授	植村 興
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会副理事長	藤原 軍次
ホームレス猫不妊運動ネットワーク代表	大参 修一
尼崎小動物愛護推進協会員	福井 祐子
一般社団法人尼崎市開業獣医師会代表者	吉川 博敏
市 民	阿鹿 麻見子
市 民	竹本 眞智子
市 民	桑畑 和子
市 民	三田 一三
尼崎市健康福祉局参与 ※代理出席	辻本 正樹

※団体代表者については代理出席となる場合もあります。

【事務局他】

所 属	氏 名
健康福祉局生活衛生課長	後藤 修志
健康福祉局生活衛生課動物愛護センター所長	大平 和宏
健康福祉局生活衛生課動物愛護担当係長	田原 正規

第 1 回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日 時

平成 23 年 9 月 6 日（火） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで。

2 場 所

兵庫県動物愛護センター愛護館多目的ホール

3 出席者

（1）委 員 10 名（五十音順 敬称略）

阿鹿麻見子、植村興、大参修一、桑畑和子、郷司順子、三田一三、竹本眞智子、
福井祐子、藤原軍次、吉川博敏

（2）事務局等 5 名

辻本健康福祉局参与、後藤生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、田原動物愛護担当
係長及び山崎技術員

4 議事の概要

（1）委嘱状交付

辻本参与から 10 名の委員に尼崎市動物愛護管理推進協議会委員の委嘱状が交付された。

（2）挨拶

辻本参与が開会の挨拶を行なった。

（3）委員等の紹介

事務局が委員等の紹介を行なった。

（4）委員の自己紹介

10 名の委員が順じ自己紹介を行なった。

（5）会長選出

事務局から会長の選出について委員に諮ったところ、1 名の推薦があったが、本人が固辞した。改めて諮ったところ大参委員から立候補の意思表示があり、委員全員の賛同を得られたため会長に就任した。会長代理については、会議終了時に会長から三田委員の指名があり委員全員の賛同を得た。

（6）協議会の趣旨説明

後藤生活衛生課長が協議会の趣旨説明を行い、その後、次のような意見交換が行なわれた。

【委員】

資料7で提言の現状と課題がまとめられているが、これらは市の各部署で共有されているのか。現状と課題について検討会議の委員から市にボールが投げられている。それに対する市の答えを示して欲しい。

【事務局】

本来ならば提言を受けて市の行動計画を作成し、それに基づいて具体的に行動するパターンが多いが、今回は実践を急ぐということもあり、できることから行なっていく、同時平行的に市としての考え方を統一していくように考えている。

【委員】

玉虫色で書いてあるが、時間や費用がかかること、すぐできることなどの分類をして欲しい。それがないまま協議会を進めるのは目的がはっきりしないのではないか。

前回の検討会議と今回の協議会は違うものであるから、区切りとして検討会議の提言に対しての市としての答えを示すべきと考える。

【事務局】

市としても一定の整理はしている。協議会に諮りながら実際に具体化するためのアイデアを出していかなければならないは、それを市から示すことは失礼だと考えている。

委員の皆さんから意見や宿題をいただいた中で、再度整理し直すことが必要だと思う。提言を受けたのち、市として整理したものを次回資料として出す。

(7) 協議会の運営について

ア 傍聴の取り扱いについて

事務局から資料3に基づく説明があり、協議の後、原案どおり取り扱うこととなった。
(※この後、3名の傍聴希望者が入室した。)

イ 会議資料及び議事要旨の公開について

事務局から資料4に基づく説明があり、協議の後、原案どおり公開することとなった。
また、ホームページに掲載する会議資料については、事務局が事前に配布したものに限る（委員が当日配布した資料は掲載しない）こととなった。

ウ 今後の協議会の進め方について

事務局から資料4に基づく説明があり、協議の後、原案どおり進めていくこととなった。
会議を続ける中で、具体的に可能なアイデアが決まれば、すぐに取り組んでいくこととなった。

(8) 尼崎市における動物愛護管理業務の現状と提言の概要について

事務局から資料6及び資料7に基づく説明があった。

(9) 今後の協議事項の抽出について

事務局から資料8に基づく説明があり、その後、次のような意見交換が行なわれた。

【委員】

殺処分ゼロを目指すには不妊去勢手術が必要であり、収容される動物の数を少なくすることを考えなければいけない。そのためには費用が必要である。

市の助成金はありがたいがわずかである。活動をしている人はかなりの金額を個人で負担している。財源さえ確保できたら、ほとんどの問題は解決できるのではないかと。動物愛護基金のようなもの考える必要がある。

【委員】

以前のケンネル事件、直近のソムノペンチルの6本紛失等の再発防止の取り組みについての協議が必要だと思う。

(※事務局補足説明：ソムノペンチル紛失の事実はありません。)

警察との連携のあり方についても協議事項に入れて欲しい。

動物愛護センターの見回り番、チェックシートを作成して輪番制で関わりたい。

動物愛護センターに引取りを求めた飼い主への説明などに関わりたい。

市内の学生など若い世代へのアプローチが必要である。

【会長】

個別にではなく、啓蒙普及や動物愛護センター業務のサポートのようなことができればと思う。普及啓発に関して、今以上に細かく、できること、できないことを分けていくべきである。

【委員】

警察の協議会への参加はどうなっているのか。

【事務局】

協議会を開催するにあたり市内3警察署に打診したが、参加できない旨の回答があった。

【委員】

兵庫県警からの通達として、明らかに飼い主がいるであろうと見られるねこ、首輪をつけているねこに関しては拾得物として扱うという通達が出ている。今回入っている首輪のあるねこは拾得物として扱われずに、一時預かりとなって警察に入り、今動

物愛護センターにいる。西宮市は同じような事例で警察と行政、ボランティアが連携している。

【事務局】

警察の通達の件については気になったので、南警察に確認したが、県警の正式発表としてそのような通達はないと言われた。また、首輪のついているねこについても一時預かりではなく、愛護センターへの引渡しという形で渡されている。拾った人の代わりに警察が動物愛護センターへ引き渡すとの書面に署名がなされて行われたものである。警察が説明した後で納得して署名しているものである。

動物愛護センターに収容される動物を減らすためにも、どのような仕組みを作っていけばよいのかを考えていくのがこの協議会であると考えている。

【委員】

市のホームページに収容動物の写真が載っているが、ホームページを見ない市民もいる。そのために写真の載った一覧表を作成したが動物病院内に貼ってもらえるのか。

【委員】

全てではないが可能だと思う。啓蒙ということも含めて多くの病院で貼ってくれると思う。不妊手術の是非についてだが、例えば家庭動物に対してと地域ねこに対しては違う。地域ねこに対して手術は必要である。

【会長】

家ねこなのに屋外で生活しているねが多い。それも含めた適正飼育指導が必要である。ねこの分科会をつくってもいいのではないか。

愛護基金のあり方やセンター業務へのサポートについて次回整理して話をしていきたい。あと、警察の参加についても再度検討して欲しい。

【委員】

行動学的に言うと、ねこは畳2畳で生活できる。可哀想というのは人間の価値観であり、小さいときから家の中で飼えば怖がって外には出て行かない。

【委員】

他団体等で活躍されている人を招いて協議会で勉強してはどうか。

4つの課題に加えて事件の再発防止の取り組みも協議すべきではないか。

【事務局】

ソムノペンチルの件については紛失の事実はないし、事件にもなっていない。説明させてもらうが。

【会 長】

次回に協議させてもらう。

【委 員】

次回会議で次々回の日程についても決めていただきたい。

以 上

提言を踏まえた今後の取り組みについて

1 基本的な考え方

提言を踏まえ、市として出来ることは順次実施していくが、殺処分数ゼロに向けた取り組みなど、提言を具現化するには協働の取り組みが必要不可欠であることから、活動ボランティアや活動団体などで構成する『動物愛護管理推進協議会（以下『協議会』という。）』を設置し、協議会のなかで具体的な取り組みについて検討を行いながら順次実施していく。

2 今後の取組内容

（H23年4月以降の取組内容）

- ・収容動物の「写真入り情報」のホームページへの掲載
- ・繰り返し引取りを求める者への状況確認と必要な指導等
- ・ねこの引取りの多い地域への働きかけ
- ・動物取扱施設への「監視指導計画」の策定
→策定後は計画に基づく監視指導を実施

（H23年7月以降の取組内容）

- ・「動物愛護管理推進協議会」の設置と「動物愛護推進員」の委嘱
- ・犬・ねこの「収容数」、「譲渡数」及び「殺処分数」に係る数値目標の設定
- ・犬・ねこの殺処分数を減らすための取り組みの検討・実施
- ・提言を踏まえた「行動計画」の策定
- ・新たな財源確保と活用策の検討
- ・野良ねこ対策活動の政策評価と今後の活動方針の検討
- ・動物の愛護と適正な管理に係る普及啓発の取り組みの検討・実施
- ・飼い犬・飼いねこの適正飼養に係る普及啓発の取り組みの検討・実施
- ・地域や教育現場での学習を通じた普及啓発の取り組みの検討・実施
- ・マイクロチップを含めた所有者明示の普及促進の取り組みの検討・実施
- ・人材の確保と育成に向けた取り組みの検討・実施

動物愛護センターでのソムノペンチルの取り扱いについて

1 薬剤の管理について

(1) 使用記録について

商品名 ソムノペンチル（成分ペントバルビタールナトリウム 64.8mg/ml液剤
10%エチルアルコール溶）

当該薬剤は、麻薬及び向精神薬取締法においては、第2類向精神薬のカテゴリーであり、施用履歴（一回一回の使用記録）については必要とされていないことから、これまで使用記録は作成していないが、法令上必要とされる、品名・数量、購入年月日等の記録は行っている。

（麻薬及び向精神薬取締法第50条の23に基づく記録）

ソムノペンチルは第2類向精神薬であるため、「譲り受け」、「譲り渡し」、又は「廃棄」したときは、次の事項を記録し、2年間保管しなければならない。

譲り受け・譲り渡し・廃棄における記録の内容
①品名と数量
②年月日
③譲り受け又は譲り渡しの相手方の営業所等の名称・所在地

(2) 薬剤の購入日及び使用状況について

使用記録がないため、正確な使用量は把握できていないが、県への処分委託に当たって提出している送致書に、死亡した状態で送致した数を記載しており、そのほとんどは安楽死の処置を行なったものであるため、これを元に推測すると次のとおりである。

購入日及び購入本数 平成22年3月26日 10本（100ml入りバイアル）

使用量及び残量 使用量6本 残量4本（平成22年度末）

死亡送致 平成22年度分の頭数と安楽死での使用量

成犬	4頭	1頭当たり約15ml
子犬	11頭	1頭当たり約10ml
成猫	20頭	1頭当たり約10ml
子猫	215頭	1頭当たり約1ml

平成22年度中の使用量の推定

死亡送致がすべて安楽死であったと仮定して計算すると、計585ml。

実際には、投与量は個体によって調整するものであり、追加投与が必要な場合もある。また、ある程度のロスも生じる。逆に、死亡送致数には収容中の自然死のものが一部含まれるが、その場合には薬剤は使用していない。

2 診療簿（カルテ）の作成について

獣医師法第21条においては、「獣医師は、診療をした場合には、次の事項を診療簿に、遅滞なく記載しなければならない」ことが定められている。

- ①診療の年月日
- ②診療した動物の種類、性、年齢(不明のときは推定年齢)、名号、頭羽数及び特徴
- ③診療した動物の所有者または管理者の氏名または名称及び住所
- ④病名及び主症状
- ⑤りん告
- ⑥治療方法(処方及び処置)

しかしながら、安楽死については通常の診療とは異なることから、診療簿を作成する必要はないと認識していたため、診療簿は作成しておらず、また、負傷動物の治療についても、結果として安楽死の処置を行うことがほとんどであったことから、同様に診療簿を作成していなかった。

このことについて、今回公文書の開示請求を受けたのを機に改めて国の見解を確認したところ、「当該安楽死行為については、獣医師法上の診療行為に該当しないため、診療簿に記載する必要はない」との見解が示されたところである。

3 今後の取り扱いについて

ソムノペンチルの施用履歴の記録、安楽死行為にかかる診療簿の記載は、法令上は必要ないが、より厳密な薬剤管理を行うため、平成23年5月12日より行っている。加えて、診療簿の作成ができていなかった安楽死を伴わない負傷動物の治療についても、適正に診療簿の記載を行う。

以 上

協議会における今後の協議事項について

協議事項 1 : 適正飼養に係る普及啓発の取り組みについて

協議事項 2 : 殺処分数ゼロに向けた取り組みについて

協議事項 3 : 野良ねこ問題を解決するための取り組みについて

協議事項 4 : ボランティアとの連携を含めた協働の取り組みについて

協議事項 5 : 新たな財源の確保とその有効な活用の取り組みについて

新たな財源の確保とその用途について

1 提言の内容

項目 5 : 協働の取り組みについて

《施策の方向性》

(1) ~ (3) 略

(4) 新たな財源の確保について

寄付金の活用を含めた新たな財源の確保に努めること。また、その財源の用途については、野良ねこの不妊・去勢手術費用の助成など有効な活用策を検討すること。

(5) 略

2 他都市の取り組み

動物愛護に関する基金を設置している自治体はないが、福岡市が平成 22 年 2 月から「動物愛護事業寄付金」の受付を行っている。

※概要は、別添福岡市のホームページを参照。

3 具体的な取り組み

《市の考えについて》

① 基本的な考え

提言を具現化していくためには、相応に財源が必要となってくるが、そのすべてを税金で賄うことに市民の理解を得ることは現実的に困難である。

その一方で、動物愛護管理行政を更に推進することが出来るのであるならば、そのために必要な寄付を行いたいという声もある。

そこで、協働の理念を踏まえ、そのような市民の思いを直接、施策に反映することが出来るような寄付金受入の仕組みづくりを行う必要がある。

② 寄付金の使途

寄付金の使途については、収容動物に与えるエサ代など、法令に基づき行政が税金を使ってでも必ずしなければならないことに用いるのではなく、税金を使うことに社会的な合意を得ることは難しいが、その推進に市民として協力したいと思えるような事業に用いるべきである。

そして、現時点では、「野良ねこの不妊手術費用の一部助成」の積み増しが考えられる。

③ 受け入れの方法

寄付金の受け入れ方法として、寄付金を募る方法と、基金を設置する方法があるが、基金とは一定の原資（一般的には億単位）をもとにその運用益を事業に充てるのが原則であり、原資に対する明確な目処がない状況において基金を設置することは現実的でないことから、まずは寄付金を募ることから始めるべきである（その結果、かなりの寄付金が集まるようなら基金の設置を検討する）。

ただ、頂いた寄付金は普通、市役所全体の財布に入るため、寄付をした方の思いが施策に反映されない形となる。そこで、使途を限定しなければならないが、そのためには市議会の承認を得る必要が生じてくる。

さらに、行政の会計は4月から翌年3月までの単年度が原則であることから、これらを総合的に考えると、次のような方法が考えられる。

④ スケジュールと方法（案）

- ・ 4月～9月 寄付金を受ける。
- ・ 12月 集まった寄付金を特定の目的のために使用することを市議会に諮る（補正予算として）。
- ・ 1月～3月 市議会での承認が得られれば集まった寄付金を当面は「野良ねこの不妊手術費用の一部助成の積み増し」に支出する。

〔補足説明〕

- ・ 基金とは、普通地方公共団体が条例の定めるところにより、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産である。
- ・ 寄付金には、使途目的を指定しない一般の寄付と、使途目的を指定した負担付きの寄付がある。今回のように、動物愛護に使途目的を指定した負担付き寄付金の場合、寄付がある毎に議会の承認を得る必要が生じる。

福岡市動物愛護事業への寄付を募ります

福岡市では、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指して、平成21年4月に策定しました「福岡市動物愛護管理推進実施計画」に基づき、動物愛護事業を推進することで、特に犬猫の殺処分頭数の減少に取り組んでいます。

この動物愛護事業へ応援をしていただける方々の善意を最大限に生かせるよう、このたび、動物愛護を目的とし寄付制度を設けました。

皆さまに本制度の趣旨をご理解をいただくとともに、ご協力をお願いします。

1 名称

福岡市動物愛護事業寄付金

2 寄付金の使途

- (1) 犬猫の収容や譲渡にかかる費用
- (2) 負傷動物の治療や犬猫の不妊去勢手術にかかる費用
- (3) 犬猫の適正飼育啓発にかかる費用
- (4) その他本市動物愛護事業にかかる費用

3 手続きの流れ

(1) 「寄付金申込書」(33kbyte)に必要事項をご記入の上、電子メール、FAX、郵送等で以下の申込先まで提出をお願いします。

(2) 振込用紙を送付いたしますので、お近くの金融機関で振込をお願いします。

(3) 後日、「寄附金受領証明書」を送付いたします。

※詳しくは、添付ファイル「手続きの流れ」(82kbyte)をご覧ください。

4 申込先

(1) 動物管理センター

東部動物管理センター 【〒813-0023 福岡市東区蒲田5-10-1】

電話 092-691-0131 FAX 092-691-0132

家庭動物啓発センター 【〒819-0005 福岡市西区内浜1-4-22】

電話 092-891-1231 FAX 092-891-1259

E-mail (共通) dobutsukanri.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

(2) 保健福祉局生活衛生部生活衛生課 【〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1】

電話 092-711-4273 FAX 092-733-5588

E-mail seikatsueisei.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

5 公表

寄付をされた方の同意を得られましたら、市ホームページ等で以下について公表します。

- (1) 住所(市区町村名)
- (2) 氏名(団体の場合、団体名と代表者名)
- (3) 寄付金額
- (4) 寄付日

6 寄付控除

所得税及び個人住民税の控除を受けることができます。

※詳しくは、添付ファイル「寄付控除について」(113kbyte)をご覧ください。

※さらに詳しくはこちらをご覧ください。

7 添付ファイル

- (1) 寄付金申込書 (33kbyte)
- (2) 手続きの流れ (82kbyte)
- (3) 寄付控除について (113kbyte)

殺処分ゼロに向けた取り組みについて

1 提言の内容

項目 2 : 殺処分ゼロを目指して

《施策の方向性》

(1) 数値目標について

今後「殺処分ゼロ」を目指すためにも、「収容数」、「譲渡数」及び「殺処分数」について平成 22 年度実績を基準とした具体的な数値目標を定めること。

- 環境省は「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間の目標として「引取り数の半減」及び「殺処分数の削減」を示している。本市はこの目標を、犬については平成 22 年度に達成しており、また、ねこについても平成 23 年度に達成が見込める状況にあることから、それらを踏まえた数値目標を定める必要がある。

	H20 年度	H22 年度	H23 年度 (9 月末)	H23 年度 (年度見込)
犬の収容数	224 頭	56 頭	36 頭	60 頭
犬の殺処分数	173 頭	35 頭	17 頭	30 頭
ねこの収容数	700 匹	597 匹	318 匹	360 匹
ねこの殺処分数	693 匹	561 匹	316 匹	350 匹

(2) 収容動物情報の発信について

犬については収容数が急減していることから、収容されたすべての犬の情報を写真を含めホームページに掲載すること。

また、ねこについても可能な範囲でのさらなる情報発信に努めること。

- 平成 23 年度から、収容した犬とねこの写真付き情報をホームページに掲載している。今後の課題は子ねこへの対応である。

(3) 繰り返し引取りを求める者への対応について

所有者からの引取りだけでなく、拾得者からの引取りについても、過去に繰り返し引取りを求めることがなかったか記録を確認するとともに、必要な指導

及び助言を行うこと。

→ 平成23年度から、昨年度と一昨年度のそれぞれの年度に、ねこの引取りを2回以上求めた方のリストを作成し、その方からねこの引取りの依頼があった場合、TNR活動などこれ以上野良ねこを増やさないために取り組みの必要性を説明している。

(4) 犬の殺処分削減について

犬については、収容されるほぼすべての犬が元々は飼い犬であることから、飼い主に対する適正な終生飼育の徹底など収容数を減らすための取り組みを進めるとともに、ボランティアとの協働を取り入れるなど譲渡数を増やすための取り組みを行うこと。

→ これから協議会で検討を行う。

(5) ねこの殺処分削減について

ねこについては、収容数がいまだ年間600頭弱あり、また、その多くが所有者の判明しない子ねこであることから、野良ねこの不妊去勢手術をさらに進めるなど収容数を大きく減らすための取り組みを進めるとともに、保管にあたっては動物愛護の視点に則った飼育管理を行うこと。

一方、譲渡数を増やすための取り組みにあたり、春の発情期に集中して持ち込まれる子ねこの対策が重要であることから、その哺育環境の整備や譲渡希望者の発掘など持続可能な方法での問題解決を目指して、その取り組みを検討すること。

→ これから協議会で検討を行う。

2 犬の収容等状況（H22年度実績から）

（1）収容区分

- ・収容される犬の多くが街の中を放浪していた飼い犬の成犬である。
（※迷子になったのか、それとも迷子にさせたのかは不明）
- ・子犬については飼い犬ではなく、南部臨海地域の野犬の産んだ離乳前の子犬である。

（2）収容頭数

収容頭数は年々減少しているが、今後は年間50頭前後で推移すると思われる。

（3）収容後の措置

- ・法令にもとづく「公示」を行う（※飼い主からの引取りは除く）。
- ・周辺7警察署・兵庫県・西宮市へFAXによる情報提供を行う（※同上）。
- ・市のホームページに収容動物の写真付き情報を掲載する。
- ・殺処分施設に送致する日まで動物愛護センターで保管し、「飼い主」若しくは「譲渡希望者」からの申し出を待つ。

（4）保管期間

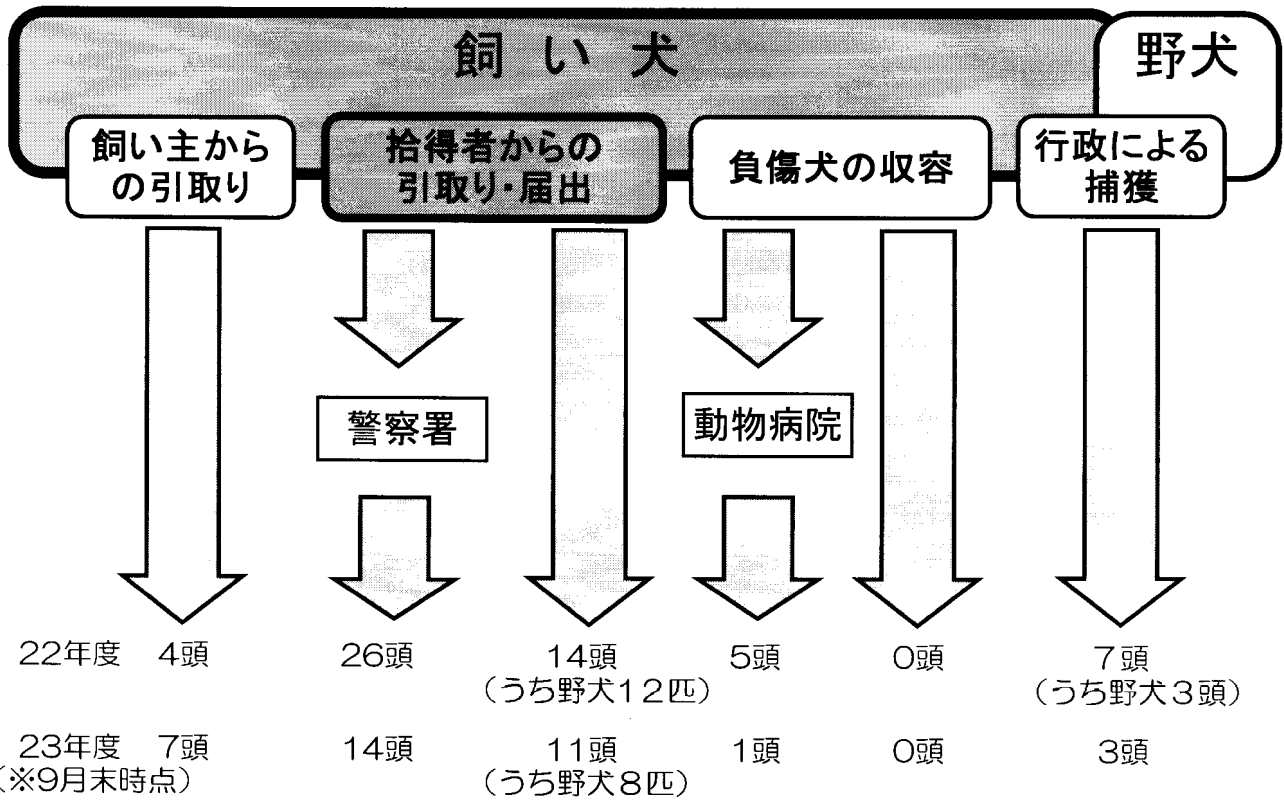
平成22年度に収容された犬の保管期間は次のとおりである。

区 分	頭 数	平均保管期間
返還された犬	5頭	5.2日（最長 18日）
譲渡された犬	19頭	77.1日（最長358日）
殺処分された犬	17頭	49.2日（最長196日）
野犬（離乳前の子犬を含む）	15頭	4.3日（最長 8日）

（5）殺処分

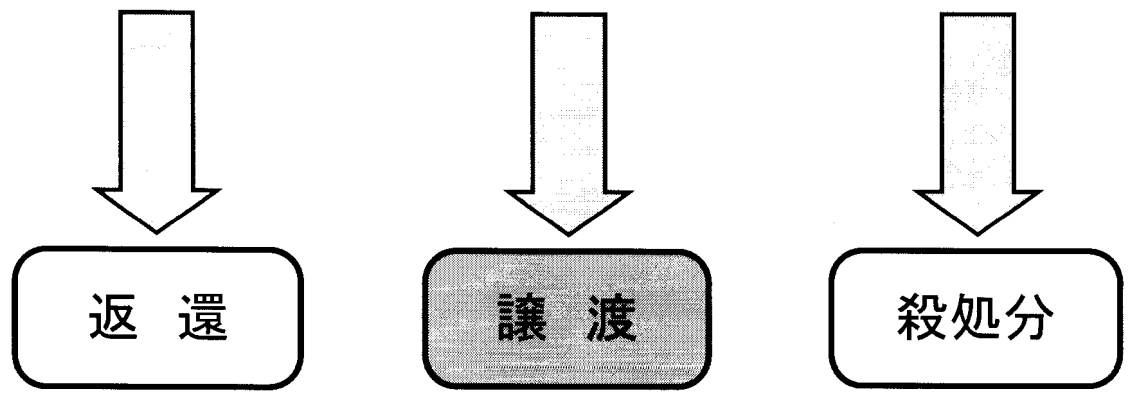
収容房がいっぱいになった時点（なることが明らかになった時点）で、犬の種類・年齢・状態等を総合的に勘案し、最も譲渡されにくいと判断した犬を殺処分施設に送致する。

野犬については、公示期間満了後、すみやかに殺処分施設に送致する。



動物愛護センター

- 法令に基づく「公示」(※飼い主からの引取りは除く)
- 周辺7警察署・兵庫県・西宮市へのFAXによる情報提供(※同上)
- 市のホームページに收容動物の写真付き情報の掲載
- センター内で保管し、「飼い主」若しくは「里親」の申し出を待つ。



22年度 5頭	15頭	35頭 (うち野犬 成3頭・子12匹)
23年度 5頭 (※9月末時点)	14頭	17頭 (うち野犬 子8匹)

3 ねこの収容等状況（H22年度実績から）

（1）収容区分

収容されるねこの多くが所有者の判明しない子ねこである。

（※放し飼いの飼いねこが産んだのか、野良ねこが産んだのかは不明）

（2）収容頭数

収容頭数は年々減少しているが、今後は年間約3～400頭で推移するものと思われる。

（3）収容後の措置

ア 子ねこ

- ・殺処分施設に送致する日（週3回）まで動物愛護センターで保管するが、その多くは離乳前の状態であることから、収容後、速やかに安楽死処置を施す。

イ 成ねこ

- ・法令にもとづく「公示」を行う（※飼い主からの引取りは除く）。
- ・周辺7警察署・兵庫県・西宮市へFAXによる情報提供を行う。（※同上）
- ・市のホームページに収容動物の写真付き情報を掲載する。
- ・殺処分施設に送致する日まで動物愛護センターで保管し、「飼い主」若しくは「譲渡希望者」からの申し出を待つ。
- ・負傷状態にあり、回復の見込みがないと判断したものは収容後、速やかに安楽死処置を施す。

（4）保管期間

平成22年度に収容されたねこの保管期間は、次のとおりである。

区 分	頭 数	平均保管期間
返還された成ねこ（負傷を除く）	4頭	15.3日（最長130日）
譲渡された成ねこ（負傷を除く）	8頭	43.0日（最長18日）
殺処分された成ねこ（負傷を除く）	25頭	44.4日（最長92日）
子ねこ	542頭	0～4日

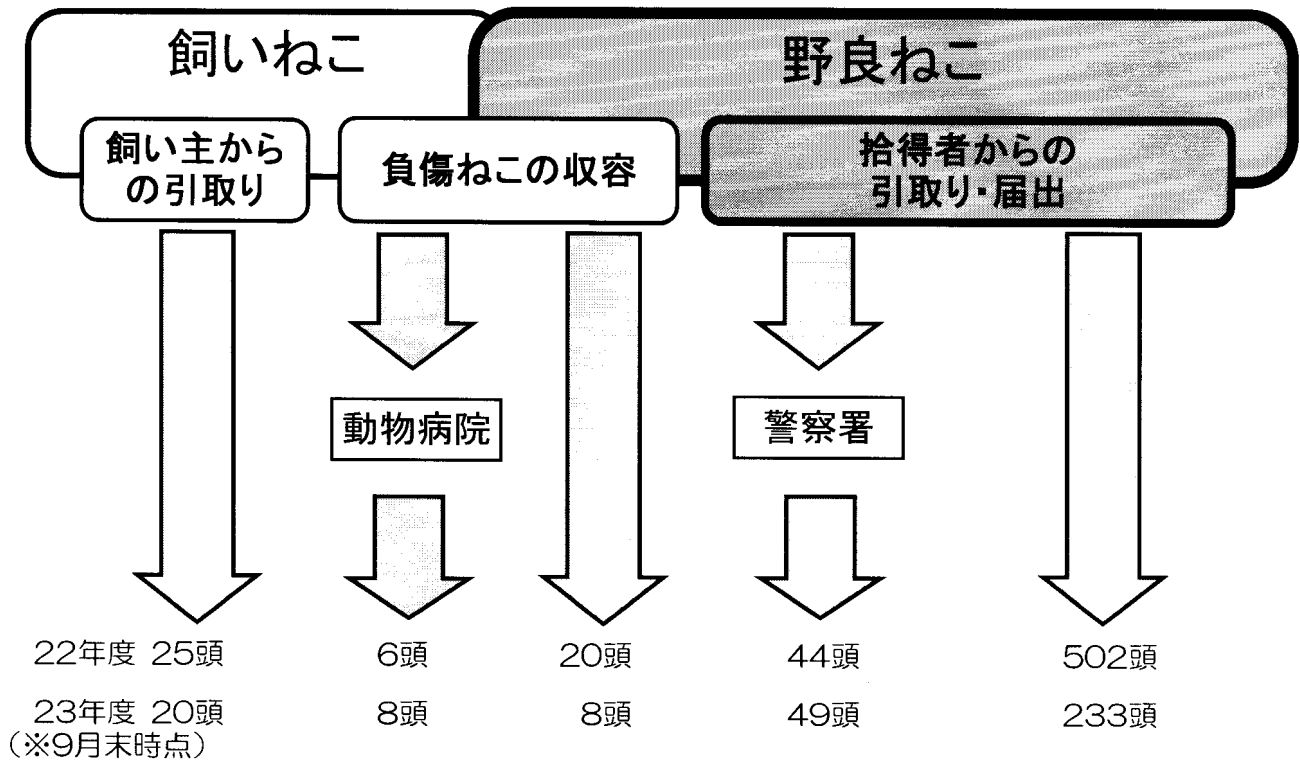
（5）殺処分

ア 子ねこ

- ・殺処分日（週3回）にあわせて、順じ殺処分施設に送致する

イ 成ねこ（負傷を除く）

- ・概ね1ヵ月半保管した後、殺処分施設に送致する。



動物愛護センター

【成ねこ】

- 法令に基づく「公示」(※飼い主からの引取りは除く)
- 周辺7警察署・兵庫県・西宮市へのFAXによる情報提供(※同上)
- 市のホームページに收容動物の写真付き情報の掲載
- センター内で保管し、「飼い主」若しくは「里親」の申し出を待つ。

【子ねこ】

- 処分施設へ送致(離乳前の状態にある場合は速やかに安楽死処置)

返 還

譲 渡

殺処分

22年度 4頭
23年度 0頭
(※9月末時点)

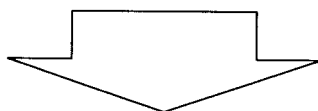
26頭
6頭

561頭
316頭

4 「殺処分数ゼロ」に向けた取り組み

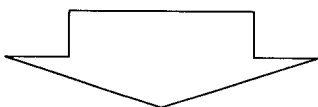
(1) 犬について

【課題1：収容される犬の数を減らす（野犬を除く）】



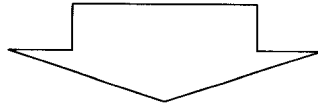
【取り組みの方向性】

- ・ 法律にもとづく犬の登録を行うようにする。
- ・ 最後まで責任を持って犬を飼うようにする。
- ・ 鑑札など犬の身元がわかるものを装着するようにする。
- ・ 飼えなくなった犬を動物愛護センターに引取りを求める前に、新たな飼い主を探すことができるようにする。



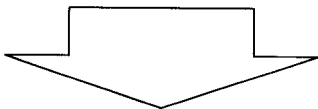
【具体的な取り組み】

【課題2：返還・譲渡される犬の数を増やす】



【取り組みの方向性】

- ・ 収容されている犬の情報をより多くの市民に周知する。
- ・ 尼崎市が犬の譲渡を行なっていることをより多くの市民に周知する。
- ・ 収容されている犬の容姿を良くする。
- ・ 収容されている犬の健康状態を良好にする。
- ・ 収容能力を超えた犬を一時保護してくれるボランティアを募集する。
- ・ 譲渡希望者の発掘に協力してくれるボランティアを募集する。
- ・ 譲渡対象者の範囲を見直す。(例：尼崎市民→阪神間の市民)



【具体的な取り組み】

現在 動物愛護センターに引き取られている 犬 猫 です
 お心当たりの方は下記動物愛護センターまで ご一報ください

保管期間が過ぎますと、殺処分になる可能性があります。 里親を希望される方も尼崎動物愛護センター迄
 ご連絡下さい

06-6434-2233



H.23.2 7. 1 西浪花町3丁目

H.23.7.6 塚口町5丁目

H.23.7.1 西昆陽町2丁目

H.23.7.1 尾浜町1丁目

迷い犬 パグ犬

迷い犬 シーズー

迷い犬 ミニチュアダックス

迷い犬 ミニチュアダックス

毛色 白 黒 体格 小

毛色 白 体格 小

毛色 黒 茶 体格 小

毛色 茶 体格 小

オス 首輪なし

オス 首輪なし

オス 首輪なし

メス 首輪なし

推定年齢 4歳

推定年齢 4歳

推定年齢 8歳

推定年齢 8歳



H.23.8.17日 稲葉元町2丁目

H.23.8. 18日

H.23.8. 潮江4丁目

H.23.9.1 常松2丁目

取得 体格 中

引き取り 体格 大

取得 体格 中

取得 体格 小

毛色 茶

プレートカラーズ

毛色 白黒茶

毛色 薄茶 ミニチュアダックス

オス 首輪 ピンク色布首輪

オス

性別 メス

性別 オス

オ

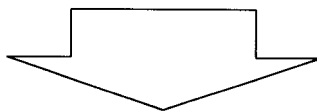
オ

メ

オ

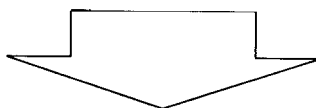
(2) ねこについて

【課題1：収容されるねこの数を減らす】



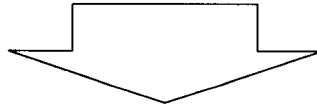
【取り組みの方向性】

- ・最後まで責任を持ってねこを飼うようにする。
- ・飼いねこは不妊去勢手術を行い、室内で飼育するようにする。
- ・野良ねこの不妊去勢手術を進める。



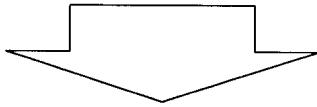
【具体的な取り組み】

【課題 2 : 返還・譲渡される犬の数を増やす】



【取り組みの方向性】

- ・ 収容されているねこの情報をより多くの市民に周知する。
- ・ 尼崎市がねこの譲渡を行なっていることをより多くの市民に周知する。
- ・ 離乳前の子ねこを自分でエサを食べることが出来る大きさになるまで育ててくれるボランティアを募集する。
- ・ 自分でエサを食べることが出来る子ねこを譲渡されるまで世話をしてくれるボランティアを募集する。
- ・ 譲渡希望者の発掘に協力してくれるボランティアを募集する。
- ・ 譲渡対象者の範囲を見直す。(例：尼崎市民→阪神間の市民)



【具体的な取り組み】